

平成30年(オ)第559号 原発メーカー損害賠償請求上告事件

上告人 唯野久子 外

被上告人 ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社 外

## 答弁書

平成30年9月6日

最高裁判所 御中

被上告人ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社代理人

弁護士岡田和樹



弁護士山川亜紀子



弁護士木下昌彦



### 上告の趣旨に対する答弁

- 1 本件上告を棄却する。
  - 2 訴訟費用は上告人らの負担とする。
- との決定を求める。

### 上告理由に対する答弁

#### 第1 理由不備の主張について

##### 1 ノー・ニューカス権

###### (1) 「社会状況の判断」について

上告人らは、原判決が「唯野らの主張する上記内容のノー・ニューカス権は、

これを認める実定法はもとより判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているということはできない。」としている点について、「『社会的にみても権利として確立している』かどうかを判断要素として、それを否定するのであれば、そこに至る理由を述べるべき」などとして、「判断の理由が一切示されていない」と主張する（12頁）。しかし、この判示部分は、「ノー・ニューケス権を認めた実定法はもちろん、判例・裁判例もなく、その他、こうした権利が社会的に認められている実態もない」という極く常識的な趣旨を述べているのであって、「理由不備」などとされる根拠はまったくない。

#### （2）「損害賠償制度の機能」について

上告人らは、ノー・ニューケス権が認められるべき根拠として上告人らが主張した損害賠償制度の機能について、原判決が「損害賠償制度は、こうした機能を被害者の権利として付与していない」としたことに対し、「理由が付されていない」とか、「理由に食い違いがある」と主张している（12頁）。しかし、民法や製造物責任法による損害賠償に、結果的には、「原因解明」、「再発防止」や「制裁」的な機能があるとしても、それは損害賠償制度そのものの目的でないことは原判決が指摘する最高裁判所の裁判例などの判例や学説が一致して認めるところであって、これと軌を一つにする原判決の判断に何ら瑕疵はない。

### 2 財産権

#### （1）憲法29条2項について

上告人らは、原判決が「原賠法の立法目的は公共の福祉に合致している」としている点について、「理由を示していない」などというが、原判決は、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発展に資すること」という立法目的は、公共の福祉に合致していると判示しているのであって、理由は明示されている。

#### （2）「適用違憲」について

上告人らは、原判決が「適用違憲」の主張について、「合憲限定解釈の可否にも本件の具体的な事情にも一切触れることなく」「極めて乱暴な判断をした」と論

難する（14頁）。しかし、原判決は、政府が本件原発事故の被害の救済に向けて実行している措置にも触れたうえで（7頁）、「原子力損害を被った被害者の保護が十全に図られている」（9頁）として、適用違憲の主張を退けているのであって、上告人らの非難はあたらぬ。

### 3 債権者代位権

上告人らは、原判決が、債権者が民法423条1項本文に基づき代位権を行使するには、債務者が無資力であることを要するとしてことについて、「判断に理由が示されていない」と主張する（14頁）。しかし、「自己の債権を保全するため」に代位を認めている同条項本文からして、債務者の無資力を要件とするのは当然の解釈であるし、原判決は、これにかかる最高裁判所の裁判例をひいて説明しているのであって、理由を示していることは明らかである。

また、上告人らは、上告人らが指摘した裁判例と学説について、「本件が上記判例の射程外であることおよび上記学説を採用しないことを、理由を付して明言すべき」などと主張する（同前）。しかし、明確な理由を付して、債権者代位権の行使には債務者の無資力が要件であるとしているのであるから、それ以上に、個々の裁判例や学説の当否に触れる必要がないのは当然のことであって、上告人らの非難はあたらぬ。

### 4 その他の争点について

上告人らは、原判決が、争点として指摘した以外の上告人らの主張について、「いずれも独自の法律的見解又は政策的見解にすぎず、採用することはできない」としたことを「あまりにも国民を軽視した判決」などと論難する（15頁）。しかし、被上告人が、原審の答弁書第5（12頁以下）で指摘したとおり、原審における上告人らの主張には、意味が不明で、日本語としても理解し難いものが多く、原判決がこうした判示をしたのは、当然である。上告人らは、原判決を非難する前に、自らの主張の仕方を反省するべきである。

## 5 まとめ

以上のとおり、上告人らの「理由不備」の主張は、自らの主張を認めなかつた原判決に対する不満を述べているにすぎず、適法な上告理由にあたらないことは明らかである。

## 第2 立法事実の判断について

上告人らは、原判決について、「立法事実の検討をまったく行わなかつた」（16頁）とか、「事件後の事情を考慮できないとした原判決は、立法事実判断の基準時について、判例に反する誤った前提に立ち」（18頁）などと論難している。上告人らは、本件原発事故により責任集中制度を支える立法事実が失われたと主張し、本件事故のはるか以前、昭和46年から昭和53年にかけて運転を開始した原子炉を製造した被上告人らに対して、原賠法が違憲であるとして損害賠償を請求しているのである。しかし、原賠法による責任集中制度を前提に原子炉を製造した被上告人らに対する損害賠償請求事件（その意味で上告人らが指摘する非嫡出子相続分規定違憲決定とは全く事案が異なる事件）において、事故発生後の事情を考慮して原賠法の合憲性、違憲性を論ずることが許されないのは当然のことであつて、原判決が「本件訴訟において責任集中制度の違憲性を判断するに当たり、上記事後的な事情を考慮することはできない。」としたのは当然である。

## 第3 ノー・ニュークス権について

### 1 上告人らの主張

上告人らは、原判決が、「ノー・ニューカス権とは原子力の恐怖から免れて生きる権利であり、具体的には、『原発事故が発生した後は、被害を生ぜしめた事故原因者（責任主体）に対し完全な損害賠償を求める権利』などと定義し、人格権や環境権によって認められるもので、憲法13条、25条によって保障されている」としたうえで、ノー・ニューカス権を否定したことに対して、「上告人らが主張する

「ノー・ニューカス権について、間違った定義により、その権利自体を否定した。」などと非難している。

## 2 意味不明の主張

(1) しかし、被上告人の控訴審での答弁書（2頁以下）で詳述したとおり、そもそも、上告人らの「ノー・ニューカス権」についての主張は、一審段階から極めて曖昧模糊としており、相手方当事者や裁判所に理解できないどころか、主張している本人も理解していないのではないかと思われるような状態であった。上記答弁書で述べたとおり、一審判決は、上告人らの曖昧な主張を「善解」したうえで、「原告唯野らの主張するノー・ニューカス権は、要するに、人格権及び環境権として憲法上保障されている人権を原発事故の場面に具体的に当てはめた際に、どのような具体的な権利を有していることになるかという点について、原告唯野らの理解及び見解を述べたものである」としたうえで、原告らの主張を排斥した。

(2) これに対し、上告人らは、原審では、「原判決は控訴人らの主張をまったく理解していない」と批判し、改めて、「『原子力の恐怖から免れて生きる権利』のことを『ノー・ニューカス権』と呼ぶ。」（8頁）としたうえで、「ノー・ニューカス権の具体的な内容」として、「原発事故発生前：原発の建設や運転差止請求」、「原発事故発生後：責任主体から完全な被害賠償を受ける権利」と主張していたのである（控訴理由書14頁）。原判決は、これに対し、「控訴人唯野らは、ノー・ニューカス権とは原子力の恐怖から免れて生きる権利であり、具体的には、『原発事故が発生した後は、被害を生ぜしめた事故原因者（責任主体）に対し、完全な被害賠償を求める権利』などと定義し」としたうえで、こうした権利を認める実定法上の根拠はないし、判例・裁判例もないなどとして、権利を認めなかった（3頁）。原判決は、まさに、上告人らが主張したとおりの「定義」を前提に判断しているのである。

(3) ところが、上告人らは、上記のとおり、今度は、ノー・ニューカス権について、「原判決が述べるような内容の権利となることも述べた。その意味では、これま

で人格権に基づき認められてきた権利の、さらなる発展を求めるものではある。しかしながら、そのことを理由に、従来の裁判例等によって認められてきた権利とほぼ同様の性質を有する本来のノー・ニュークス権までを否定するなど、決して許されない。」などと主張している（20頁）。しかし、上告人が、「ノー・ニューカス権の具体的な内容」として、「原発事故発生後：責任主体から完全な被害賠償を受ける権利」と主張したので、原判決は、「そうした内容の権利は認められない」と判示したのである。そもそも、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」というだけでは権利としての意味がない。具体的な内容を伴ってはじめて「権利」なのであって、「具体的な内容のない権利の存否を論ずるべきだ」という上告人らの主張は、およそ「法的権利」の何たるかを理解しないものと言わざるを得ず、原判決に対する批判は理由がない。

#### 第4 財産権について

##### 1 原判決の判断

原判決は、原賠法が定める責任集中制度について、「原子力損害に係る損害賠償請求権の相手方を制限するという限りにおいて、被害者の財産権を制限する面があるといえる。」（4頁）としたうえで、「（原子力損害が生じた場合において被害者の保護を図るとともに原子力事業の健全な発達に資するという）立法目的は公共の福祉に合致している」、「手厚い被害者保護を図る仕組みの併用された責任集中制度が上記立法目的達成のための手段として必要性又は合理性に欠けることが明らかであるということはできず、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるともいえない。」（5頁）として、「原賠法の定める責任集中制度は憲法29条2項に違反しない。」とした（6頁）。

そのうえで、原判決は、上告人らの主張に対し、逐一、判断を示して、これを退けている（6～8頁）。

##### 2 立法裁量論

(1) 原判決は、「財産権に対する規制が憲法29条にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうか」について、「裁判所としては、立法府がした上記比較考量に基づく判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであっても規制手段が上記目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであって、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものになる場合に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違背するものとして、その効力を否定することができると解される（最高裁昭和62年4月22日大法廷判決・民集41巻3号408頁参照）」と述べたうえで、原賠法が憲法に違反しないとした。

(2) これに対して、上告人らは、原判決が最高裁判所の判決（以下、「森林法違憲判決」という）を指摘したことについて、「本件は、森林法違憲判決と全く異なる事案であるから、違憲審査基準において、同判決のように安易に立法裁量に下駄をはかせるべきではない」と主張している。（36頁）。

しかし、最高裁判所は、財産権を制限する立法の違憲性を判断する場合の基準について、森林法違憲判決だけでなく、多くの事案について、同様な基準を用いて違憲性を判断しているのであって、原判決が述べた趣旨は、最高裁判所の判例に沿ったもので、上告人らの批判は失当である。そもそも、上告人ら自身、控訴理由書（37頁）において、一審判決を批判するにあたって森林法違憲判決に言及している。

### 3 立法目的

#### (1) 原判決の判断

原判決は、原賠法の立法目的について、「被害者の保護を図るとともに原子力事業の健全な発達に資する（1条）ことにあると解されるのであって、その立法目的は公共の福祉に合致しているということができる。」としたうえ、原賠法が定めている責任集中制度と被害者保護のための制度などを踏まえて、「手厚い被害者保護

を図る仕組みの併用された責任集中制度が上記立法目的達成のための手段として必要性又は合理性に欠けることが明らかであるということはできず、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えているともいえない。」として、「原賠法の定める責任集中制度は憲法29条2項に違反しない」とした（5、6頁）。

そして、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」が並列されることに正当性がないとする上告人らの主張に対し、「被害者の保護と原子力事業の健全な発達とは両立し得るものである」とこれを退けた（6頁）。

#### （2）上告人らの主張

ア これに対して、上告人らは、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という目的について、「この2つの目的は利害が対立する関係にある」とし、「『両立し得る』とは、具体的にどのような趣旨で、なぜ可能なのかについて明確に説明されなければならない。」などと主張する（42頁）。しかし、原賠法の趣旨が、被害者を確実に保護することにより、原子力事業を進めるところにあることは明らかであって、これを理解できないという上告人らの主張こそ、およそ常人の理解の範疇を超えていると言わざるを得ない。

#### イ 「立法事実の消滅」について

また、上告人らは、本件事故やエネルギー事情の変化により、「原子力事業の健全な発達」には、正当性は認められない、と主張する（44頁）。しかし、被上告人らは、原賠法が定める責任集中制度を前提に本件原子炉を製造したのである。現時点において、原子力事業を推進するか否かが議論されていること自体を否定するものではないが、原子炉の製造から40年も後の事故やエネルギー事情の変化を理由に原賠法を違憲とすることが許されないのは、原判決が指摘するとおりであり、上告人らの主張には、何ら合理性がない。なお、上告人らも、原賠法制定当時は「原子力の健全な発達」という目的に正当性があったことは認めている（45頁）。

#### 4 違憲審査について

- (1) 上告人らは、44頁以下で、立法目的が正当性を欠く、政府の援助が必ず行われる保証はないなどと述べるほか、「責任集中制度が本件事故を発生させたといつても過言でない」などと主張している（49頁）。
- (2) 立法目的については、既に述べたとおりであるし、政府の援助については、原判決が指摘しているとおり、巨額の資金援助を実行していることからして、上告人の主張に何ら根拠がないことは客観的に明らかである。まして、「責任を負わないから安全管理が疎かになる、モラルハザードが引き起こされる」などいうが、原子炉の設置や運営は、原子炉等規制法などによる厳格な規制に服しており、およそ的外れな主張である。

## 5 適用違憲について

- (1) 上告人の主張

上告人らは、本件事故の被害の深刻さなどを論じたうえで、「本件事故のように原賠法の想定をはるかに上回る被害が発生し、そのことについて被上告人ら原発メーカーに重過失が認められる場合にまで当該免責規定を適用することは、公共の福祉に反し許されない。」、「本件免責条項によって被上告人ら原発メーカーを免責することは、少なくとも本件に適用する限りにおいて憲法29条2項に違反する。」と主張する。

- (2) 適用違憲の主張は成り立たない

被上告人が第1審で提出した高橋和之東京大学名誉教授の意見書によると、「適用違憲」の主張は、「原告の置かれた状況（地位・権利利益）は憲法により保護されており、これに制限立法を適用することは憲法違反となつて許されない」ということである。」、「法令合憲を支える立法事実には包摂しえない特別の事情、すなわち原告のおかれた状況は制限が許されないものとして憲法により保護されているという特別の事情が存在するという主張であり、その特別の事情を論証することが要求される。」かかる観点からすると、上告人の主張は、上告人に固有の事情は何ら含まれておらず（上告人が請求しているのは一人当たり

100円の支払いである)、「適用違憲」の主張としての体をなしていないというべきである。原判決が、「被害者の保護が十全に図られているところ、これは他の不法行為等の被害者と比較しても手厚い保護が図られたものであり、原賠法の責任集中制度が合憲であることは前示のとおりであって、責任集中制度を本件原発事故に適用される限りで違憲とされる余地もない。」としたのはこの趣旨からしても当然のことである。

## 第5 平等権・裁判を受ける権利について

### 1 平等権

原判決は、原賠法が定める責任集中制度が、原発事故の被害者について、事故の原因となった製造物の製造者に対する責任追及の道を閉ざすもので、憲法14条に違反するとの主張に対し、事故の種類によって、どのような救済方法を設けるかは立法政策の問題であって、責任集中制度が不合理な差別にはならないし、責任集中制度により原発事故の被害者は手厚い保護を受けるのであるから、憲法14条に違反しないとして、上告人らの主張を退けた。

これに対して、上告人らは、被害者が原発事故の原因者に責任追及できないとか、国が援助することで、賠償原資が制限されるなどとして、責任集中制度が不合理な差別にあたると主張している。しかし、原発事故の責任者に責任追及できないというのは、上告人らの感情的な不満に過ぎず、損害賠償請求権という意味では、何らの制限を受けていないことはこれまでに述べてきたとおりである。また、被害の補償が政府の多額の援助により実施されていることは原判決が認定するとおりであり、上告人らの主張は根拠がない。

### 2 裁判を受ける権利

上告人らは、上告人らの裁判を受ける権利は侵害されていないとした原判決に対して、「被上告人に本件原発事故についてPL法または民法等による法的責任を負うべき事情があったか否かを司法に問うているのであり、この点についての審理

が一切されないとすると、裁判を受けたとは到底いえない」と主張する(58頁)。

しかし、原判決が判示するとおり、裁判を受ける権利は、当事者が訴訟の目的たる権利につき裁判所の判断を求める法律上の利益を有することを前提として、このような訴訟について本案の裁判を受ける権利を保障したものであるところ、責任集中制度により、被上告人らは責任を負わないとされているのであるから、PL法や民法により被上告人らが責任を負う事情があったか否かが審理されないとしても、それは、裁判を受ける権利の問題ではない。

## 第6 判断の遺脱について

### 1 憲法29条2項違反について

上告人らは、一審判決が憲法29条2項についての判断をしていないと主張したことについて、原判決が、一審判決の理由に憲法29条2項を付加したことを非難し、憲法31条と32条に違反すると主張している(59頁)。しかし、被上告人の控訴審の答弁書(7頁)で指摘したとおり、一審においては、上告人らは、憲法29条1項違反を明示的に主張する一方で、同条2項の主張は明確にはしていなかった。控訴審になって、上告人らが「29条2項が中心だ」などと主張し始めたため、原判決が、一審判決の理由に付加したのである。訴訟の経緯からして、原判決の判示は当然のことと、憲法31条や32条に違反する余地はない。

### 2 適用違憲について

上告人らは、一審判決が上告人らの「適用違憲」に関する主張を判断しなかったのは、「審級の利益」を奪うもので、憲法31条と32条に違反すると主張する。

しかし、前記のとおり、上告人らの主張は、「適用違憲」の趣旨を理解しない、いわば「主張自体失当」といえるような主張であり、また、一審判決は、本件事故の補償のあり方などの本件事故の実態を踏まえて判断しているのであるから、実質的にみて、上告人らの審級の利益が奪われたとはいえない。

## 第7 まとめ

以上のことより、上告入らの主張は、単に原判決の理由付けを論難するだけで、上告理由にあたらないことは明らかであり、速やかに棄却されるべきである。

以上